

○玉名市スクールバス運行検討委員会の組織及び運営に関する規則

令和5年3月31日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第2号）第6条の規定に基づき、玉名市スクールバス運行検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから玉名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理す

る。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に開く検討委員会の会議については、教育委員会が招集する。